



# 子育てエコホーム支援事業

って

Q

## どんな制度なの？

A

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯<sup>\*</sup>による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る制度です。

\*子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯（年齢はいずれも2023年4月1日時点）

Q

## どんなメリットがあるの？

A

住宅の新築や、一定の要件を満たすリフォームを行う場合、所定の補助金額が交付されます。

Q

## どんな工事が対象なの？

A

世帯を問わず対象工事を実施するリフォーム

### いずれか必須

- ① 開口部の断熱改修
- ② 外壁、屋根・天井  
または床の断熱改修
- ③ エコ住宅設備の設置

### 任意

- ④ 子育て対応改修
- ⑤ 防災性向上改修
- ⑥ バリアフリー改修
- ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

■ 対象期間 ● 2023年11月2日以降に工事に着手<sup>\*</sup>するもの。

\* 工事請負契約後に行われる工事であること



# 各項目の合計上限 600,000円取得！

### 世帯の属性

子育て世帯・  
若者夫婦世帯

その他の世帯<sup>※5</sup>

### 既存住宅購入・長期優良住宅の有無

既存住宅を購入<sup>※1※2</sup>しリフォームを行う場合<sup>※3</sup>

### 1戸あたりの上限補助額

600,000円

長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合<sup>※4</sup>

450,000円

上記以外のリフォームを行う場合<sup>※4</sup>

300,000円

長期優良住宅の認定（増築・改築）を受ける場合

300,000円

上記以外のリフォームを行う場合

200,000円

\*1 売買契約額が100万円（税込）以上であること。

\*2 2023年11月2日（2023年度経済対策閣議決定日）以降に売買契約を締結したものに限る。

\*3 自ら居住することを目的に購入する住宅について、売買契約締結から3ヶ月以内にリフォーム工事の請負契約を締結する場合に限る。

\*4 自ら居住する住宅でリフォーム工事を行う場合に限る。

\*5 法人、管理組合を含む。

